

令和4年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和4年2月1日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後3時05分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 教育理事 田辺健二
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
- (1) 議案第5号 専決処分の承認について(令和3年度京丹後市青少年健全育成会 平田オリザ講演会の開催に係る共催について)
- (2) 議案第6号 京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱の一部改正について
- (3) 議案第7号 社会福祉法人よさのうみ福祉会40周年記念わがまちのアーティスト展の開催に係る後援について
- (4) 報告第2号 個人情報不訂正決定等に係る審査請求の裁決について
- (5) 報告第3号 公文書部分公開決定等に係る審査請求について
- (6) 報告第4号 令和4年度以降の京丹後市成人式の在り方について
- 8 その他
- (1) 各課報告
- ① 2月学校行事予定について
- ② 2月保育所・こども園行事予定について
- ③ 2月生涯学習課行事予定について
- 9 会議録 別添のとおり(全13頁)
- 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和4年3月7日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 田村 浩章

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説明者〕 教育次長 引野雅文 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 川村義輝

文化財保護課長 新谷勝行

〔欠席者〕 教育理事 田辺健二

〔書記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただ今から「令和4年 第2回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

早いもので令和4年も早ひと月が過ぎまして、暦の上では立春も間近となりましたが、季節的には一番寒さの厳しい時期となり、今週の天気予報を見ても雪が降る日が多い予報となっております。

新型コロナウイルスにつきましては、皆さん御存じのように昨年10月から12月にかけては落ち着いた状況ではありましたが、年が変わってから全国的な感染者の急増によって、京都府及び京丹後市においてもこの間で最も感染者の多い状況となっております。こうした状況から、1月27日より京都府にもまん延防止等重点措置が適用され、学校教育、社会教育の場においても部活動の中止や児童生徒等を対象とした社会教育活動の自粛要請、感染対策を強めた制限の大きい教育活動へと移行しているところです。

今週に入ってもいくつかの小学校で学級、学年閉鎖を行うなど、収束への道筋がなかなか見通せない状況となっております。

そうした中、市では現在、来年度当初予算についての最終調整の時期となっており、教育委員会事務局では、4月からのオンラインによるタブレットを使った家庭学習への円滑な移行や、グローバルな社会を生き抜く子どもたちの育成のための様々な取組みに係る予算編成等、幼児・児童生徒及び市民の子育て、学校教育、社会教育等をいかに限られた予算の中で充実させていくか、検討を重ねているところです。

本日は「専決処分の承認について」をはじめ、2議案の審議及び報告を予定しています。どうぞよろしく願いいたします。

<松本教育長>

それでは、令和4年第1回教育委員会（1月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長動静を報告させていただきます。

【教育長動静報告】

<松本教育長>

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めてまいります。

<松本教育長>

議案第5号「専決処分の承認について（令和3年度京丹後市青少年健全育成会 平田オリザ講演会の開催に係る共催について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第5号「専決処分の承認について（令和3年度京丹後市青少年健全育成会 平田オリザ講演会の開催に係る共催について）」を説明させていただきます。

この事業は、劇作家や演出家としても国内外で活躍され、また今年度4月に豊岡市に

開校しました芸術文化観光専門職大学の学長に就任されました平田オリザ氏をお招きし、演劇をはじめ、文化芸術が、次世代を担う青少年の豊かな心の成長に果たす役割と、これからの地域活性化へ及ぼす可能性について共に学ぶことを目的としています。

平田氏が教育現場で導入・実践されている演劇的な手法を用い、子どもたちの潜在的コミュニケーション能力等を引き出すことで社会を生き抜く力を身につけ、将来、持続可能な地域社会を担うための人材育成について考える講演会となっています。

開催は令和4年2月19日土曜日の午後2時から、アグリセンター大宮を会場に行われ、入場予定は200人となっていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮して、先着120人に入場制限を行い、1月31日から募集を始めています。なお、入場は無料です。

主催は京丹後市青少年健全育成会及び京丹後市区長連絡協議会、共催は京丹後市文化協会、京丹後文化のまちづくり実行委員会、申請者は京丹後市青少年健全育成会会長 松本 明彦 氏です。

なお、申請者と共催承認の代表者の氏名が同一人物であることにつきましては、法令等を確認いたしました但問題はないということでした。

また、本来ですと事前に教育委員会で承認を得るべき案件となりますが、広報等の準備に支障が出るため、事務委任規則の規定により専決処分としたものです。

以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第5号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第5号「専決処分の承認について（令和3年度京丹後市青少年健全育成会 平田オリザ講演会の開催に係る共催について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第6号「京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第6号「京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正案は、人事院規則の一部改正により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの定義に「不妊治療を受けること」が追加され、これに伴い京都府においても「京都府立学校ハラスメントの防止等に関する要綱」の改正が行われたことから、これに準じた所要の改正を行い、併せて府の要綱との整合を図る所要の改正を行うものとなっています。

それでは新旧対照表をご覧ください。

まず1ページ、第1条中の「勤務及び学習環境」を、改正案では「勤務・学習環境」に改めます。この文言につきましては、2ページの第3条、第4条の第1項第2号、3ページの同条第2項、4ページの別表第2、別表第3、5ページの別表第3及び別表第4の中にもありますので、同様に改めます。

次に1ページに戻っていただきますが、第2条の第2号イ及び2ページ同条の第4号中の「教職員や児童生徒の」を削除します。この文言につきましては4ページ別表第2の中にもありますので同様に削除します。

次に2ページ第2条第3号ア「又は妊娠」を「、妊娠」に、「又は能率」を「若しくは能率」に改めるとともに、「又は不妊治療を受けること」を加えます。

次に3ページ第4条第2項「苦情相談に係る問題」を「当該問題」に改めます。

次に、各別表について、3ページ別表第2の中の、「職員が認識すべき事項」を「教職員が認識すべき事項」に、4ページ別表第3にあります「行為者や行為者」を「行為者や被害者」に、5ページ別表第4「職員が認識しておくことが望まれる事項」を「教職員が認識しておくことが望まれる事項」に、6ページの別表第5「職員がとることが望

まれる行動」を「教職員がとることが望まれる行動」にそれぞれ改めます。

最後に3ページ別表第1に「介護に関する制度又は措置の利用」と各項目を加えます。

また5ページ別表第4に「当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーション」とその説明を加えています。

施行日につきましては令和4年2月1日としています。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第6号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

「当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーション」が新しく入っているのですけれども、前の文言を見ると、13ページある資料の中の10ページの「嫌なことは、相手に対して明確に意思表示をすること。」として書いてあることと似ているのですが、特にここにこれを持ってこられたということは、何か意味があって持ってこられたのでしょうか。

<小坂学校教育課長>

冒頭で申しましたとおり、京都府との整合性を図ろうというのが今回の改正の趣旨でございまして、別表に「当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーション」を加えることで整合性を図っています。

<安達委員>

府の方針にもこれが入っていて、それがそのまま書いてあるということですか。

<小坂学校教育課長>

はい。そうです。

<安達委員>

分かりました。

受けているほうが留意すべきこととして書かれており、自分のことを考えて言ってくれるように思いなさいというふうに関心、なんとなくこの文章が不思議な感じがしたのは私だけだったのかなと思いました。

例えば、力の上と下というか、そういうことがある中でのパワーハラスメントということになってくるので、弱い立場の人から見たらなかなかこれは言えない。職場の雰囲気をもっとよくて、風通しがよくて信頼関係がある中では言えるのだけど、なかなか言えないことではないだろうかと思ったのです。これは京都府で言っておられるのでそのまま書いてあるということなのですが、少し説明をお願いします。

<小坂学校教育課長>

確かに受け止め方とか、そういったことについては、大変注意とか認識をすべきところだと思っていて、別表第4の部分につきましてはそういった中でも問題が生じた時にその教職員のほうが認識しておくべきことをここで謳っていると。その認識しておくことが望まれるということについての説明欄にこの部分を加えているということですので、ここに挙げていますように確かにハラスメントについては相手に自覚がないことも多く、よかれと思っての言動であることもあるのですけれども、相手に自分の受け止めを伝えたり相手の真意を確認したりするなど、話し合い、認識の違いを埋めることで事態の深刻化を防いで、解決がもたらされることがあることを教職員のほうが認識をしておこうということによってここに挙げてあるということなのです。

<松本教育長>

ハラスメントと感じたらそれはハラスメントであるということが基本的な姿勢ですので、そうしたところを踏まえて十分にそういうことは配慮したという文章が、少しややこしい形で書いてあるので理解しづらくもわかりませんが、そういう趣旨だということなのです。

その他ございませんか。

<田村委員>

職場でのハラスメントというのは本当にしっかりと対策をしていかないといけないということも思いますし、特にこの妊娠、不妊治療、子育てということは、みんなにとっても喜ばしいことでもありますし、女性にとってはナーバスな問題も含まれているので、それを害するような言動というのはあってはならない、言語道断だというふうに思いま

す。

一方で、子どもたちにとって、ともすると突然先生が変わるような状況が起こったり、入試を前に担当教諭が急に変わるというようなことも考えられますので、しっかりとこのハラスメントの防止対策ができるように、このハラスメント防止対策と並行して先生方のしっかりとした体制とか、しっかりとリレーができるように、子どもたちが不安にならないようなそういう対策も並行して両輪でしっかりと進めていっていただきたいと、一言添えさせていただきたいと思います。

<松本教育長>

ありがとうございます。昨日からの報道でも、教員が不足しているということが新聞やマスコミの見出しになっていましたので、そうした部分で代わりに来ていただく先生との連携というところも重要ですし、本当に人材の確保が大変重要になってこようかと思っておりますので、御指摘の点は十分配慮していかなければならない点だというふうに思います。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第6号「京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第7号「社会福祉法人よさのうみ福祉会40周年記念わがまちのアーティスト展の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第7号「社会福祉法人よさのうみ福祉会40周年記念わがまちのアーティスト展の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

まずこの事業は、社会福祉法人よさのうみ福祉会40周年記念イベントとして、社会福祉法人よさのうみ福祉会を利用している障害のある方をはじめ、地域の障害者団体などから出展された絵画や陶芸品などの創作作品を展示することを通じて、障害のある人への地域理解や、地域住民とのつながりを深めることを目的として開催されるものです。

開催日時は、令和4年3月4日金曜日から令和4年3月6日日曜日まで。時間は、午前10時から午後5時まで。最終日のみ午後3時までとなっています。開催場所は京丹后市大宮社会体育館で、入場は無料です。

主催者は社会福祉法人よさのうみ福祉会、後援は京都府北部の4市町及び教育委員会が予定されています。

申請者は、当該福祉会の理事長 青木 一博 氏です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第7号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第7号「社会福祉法人よさのうみ福祉会40周年記念わがまちのアーティスト展の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

続きまして、会議の非公開についてお諮りします。

報告第2号及び報告第3号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第2号及び報告第3号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第2号及び報告第3号について報告)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

<松本教育長>

次に、報告第4号「令和4年度以降の京丹後市成人式の在り方について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第4号「令和4年度以降の京丹後市成人式の在り方について」説明させていただきます。

本件は民法の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され令和4年4月1日から

成年年齢が18歳に引き下げられることから、これまでの20歳の成年年齢に合わせて開催していました京丹後市成人式につきましても式典の対象年齢などについて改める必要が生じたというものです。

(1) のところで記載のとおり成年年齢の引き下げは18歳及び19歳の若者の「自己決定権を尊重する」とともに、「積極的な社会参加を促す」ことを目的としており、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢はいずれも18歳に引き下げられます。一方で、飲酒や喫煙などの権利はこれまでどおり20歳が維持されます。

成人式につきましては、その実施の具体的な方法が法律で定められているものではなく、(3) に記載のとおり、その開催時期や対象年齢を何歳にするかなど、成人式の在り方については地方公共団体の判断に委ねるものとされています。

添付資料として、法務省が令和2年3月に公表いたしました、成人式の時期や在り方等に関する報告書と、令和3年1月に公表しました、成年年齢引下げ後の成人式の実施に関するフォローアップ調査をつけています。この調査結果によりますと、9割を超える自治体が成年年齢引下げ後も変わらず20歳を対象に式を実施することとされています。

こうした結果などを踏まえ、本市の成人式の在り方を検討してきたところですが、18歳ということになりますと、受験や就職など、進路決定が極めて重要で忙しい時期であること、また高校生であるということから制服での出席が増えることや、和装での出席が減少するといったことも考えられること、加えて、過去のアンケートでも成年年齢引下げ後も20歳での開催を希望する割合が高かったことなどから、令和4年度以降も20歳を対象に式を実施するというように決定をしています。

また、開催時期につきましては、成人の日である1月の第2月曜日に実施している自治体が全国で約8割を占めているということから、これを機に1月開催についても検討をいたしました。会場の確保が困難なことや積雪の心配もあり、これまでから希望が多かった現行どおりの3月の第3日曜日に実施をしたいと考えています。

式の名称につきましては、まだ最終決定はしていませんが20歳の集いなどの名称に改める予定としています。

以上、報告とさせていただきます。

<松本教育長>

報告第4号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

成人式の在り方を見つめ直すよい機会だと思います。

20歳の時にするのもよいですし、それ以外でもよいですけども、前々からちよくちよく意見を言わせていただいているのですが、私は個人的には学園単位での開催といったもののほうがよいのかなと思っているのですが、それは個人の意見というよりも当事者の方々の意見なんかも聞いて、やっぱり一堂に介してするのがよいという意見もあろうかと思いますが、これをきっかけに今までのやり方を見つめ直す、考え直すということがあってもよいかなというふうに思います。

私は和装業界にいますのですが、今の状況を見てると、特に女性の場合、振袖なんかの競争みたいになってしまっている部分もあるので、本来の成人式を祝うという形から逸脱してるような感じがしてならないのです。ですから、これを機会に形とか考え方とか、子どもたちも含めて皆で考えて軌道修正するところはすべきかなと思います。これをすると、これに携わっている業界、和装業界や写真のほうの関係者も、嫌な部分があるかなとは思いますが、それはそれでまた違う方法が業者はありますので、ぜひ子どもたちのために在り方を考えていって欲しいなと思います。

<松本教育長>

ありがとうございます。その他何か御意見等ありますでしょうか。

<久下委員>

対象年齢の決定理由の2つ目ですが、素敵なお和装で素晴らしい雰囲気を出しているし、一生の大事な時にこういう服装をして出てくるというのはよいなと思っていますが、ここにこういう項目で出ているのには何か違和感を感じます。和装じゃなくてはいけなかったかというような、そんなことを考えたりもしますし、この理由はそぐわないような気がして聞いていました。

<松本教育長>

今そのような御意見を2ついただいておりますが、生涯学習課長いかがでしょうか。

<川村生涯学習課長>

ありがとうございます。今回こういった民法の改正に伴う問題提起といえますか、再検討するよい機会ということでもありますので、時期についても今回検討した結果3月に

行っていこうということになったわけですが、先ほどありましたように学園単位での開催もまた検討をしていく価値があるかなというふうにも聞かせていただきました。

今御指摘をいただいて、若干違和感というか、確かにあるのかなというふうに正直感じましたが、全国の和装業界ですとか、和装の産地の自治体で結成されますそういった協議会なんかからも、そういった要望も出ているというようなことも踏まえまして、検討する材料の1つにはさせていただいたということです。

いずれにしましても、今後も成人式対象の若い世代や他の市民の皆様にもその都度御意見いただきながら柔軟に対応していきたいというふうに感じています。以上です。

〈松本教育長〉

その表現の仕方で、和装でなければならぬように感じられるニュアンスがあると、少し捉え方が違ってくるかと思います。和装で参加される方もいらっしゃるということで、そういうところの文章表記等も今後検討する材料かなというふうに思います。

その他ありませんか。

〈田村委員〉

先ほどからの意見と重なる部分もありますが、そもそも在り方についてというこの報告は、どの方たちによって報告書としてなされたのかということと、このアンケートも、成人式の時に成人該当者156人にとったアンケートということなのでしょうか。

〈川村生涯学習課長〉

最初の御質問の、この在り方の報告につきましては、市の主催ということもありますし、ここでも説明させていただきましたように成人式の在り方は地方公共団体の判断に委ねられているというところもありますので、教育委員会の中でも検討しまして、市長や副市長に説明をさせていただいて、こういった方向でいこうということで決定したということです。

もう1点のアンケートにつきましては、今回掲載させていただいていますアンケートは、昨年令和3年の成人式に出席をされました方を対象に実施させていただいたアンケート結果ということになります。

〈松本教育長〉

その他何かありませんか。

ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了させていただきます。
続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課・生涯学習課〉

- ① 2月学校行事予定について
- ② 2月保育所・こども園行事予定について
- ③ 2月生涯学習課行事予定について

〈松本教育長〉

全体を通して何か御質問等がありますか。

〈松本教育長〉

ないようでしたら、以上で第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦
労様でした。

〈閉会 午後3時05分〉

[2月臨時会 令和4年2月14日(月) 午前9時30分から]